

大規模災害時における被災者支援体制について

令和7年3月25日
内閣官房 防災庁設置準備室

本日も議論頂きたいこと

背景

- 「人命・人権最優先」の考えの下、避難所という「場所」ではなく、避難所外の被災者も含む「人」に着目して支援を行うことにより、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を実施する必要。
- 令和6年能登半島地震等を踏まえ、トイレ、キッチン、ベッド・風呂の備蓄の強化など、避難生活環境を改善するための施策を実施。
- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害（※）を念頭に置いた場合、外部応援に任せるのみでは良好な避難生活環境が確保できないおそれがあり、地域の体制と外部応援の双方の充実が必要。
(※) 南海トラフ巨大地震の被害想定は、避難所避難者500万人以上、避難所外避難者450万人以上

論点（案）

- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における被災者支援（国、自治体の関係を踏まえた防災庁の役割等）
 - ✓ 避難生活環境確保のために防災庁が担うべき役割
 - 避難生活環境の確保、質の向上
(トイレ、キッチン、ベッド・風呂、物資の確保、医療・保健・福祉、コミュニティ、要配慮者（高齢者、障がい者等）、男女共同参画の視点等)
 - 避難所等の運営、被災者支援の担い手確保（官民連携等）
 - 避難所以外の避難拠点の確保、避難者のフォロー（在宅避難、車中泊避難、広域的避難等） 等
 - ✓ 速やかな生活・生業再建フェーズへの移行のために防災庁が担うべき役割
 - 生活再建に向けた対応の加速（罹災証明書交付、各種支援制度、災害廃棄物処理等）
 - 事前準備の推進（仮設住宅・復興住宅の用地の事前選定等） 等

自治体向けの避難所に関する取組指針・ガイドラインの改定について（令和6年12月）

○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定。

トイレの確保・管理

- ・ 携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄
- ・ マンホールトイレの整備
- ・ トイレカー・トイレトレーラーの確保
- ・ 仮設トイレの快適トイレ仕様での調達
- ・ スフィア基準「20人に1基」等

等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・ キッチンカー等の活用
- ・ 飲食業協同組合による調理人の派遣
- ・ セントラルキッチン方式の活用
- ・ 農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・ パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄
- ・ 避難所の開設時に設置
- ・ 事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導
- ・ 避難所の土足厳禁
- ・ スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」

等を追記



段ボールベッド（輪島市）

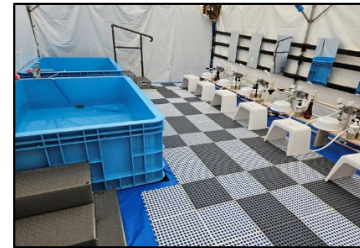


パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・ 入浴機会や洗濯機等の確保
- ・ シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄
- ・ スフィア基準「50人に1つ」

等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付

新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用した避難生活環境改善

目的

安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援

概要

避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援

【主な車両や資機材の例】

- 快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等
- 温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等
- プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等
- 入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等

※このほか、「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」で取り上げたような、災害対応上効果が認められ、住民の避難生活環境の向上に資する新技術の活用も対象



トイレトレーラー



テント式パーティション



キッチンカー

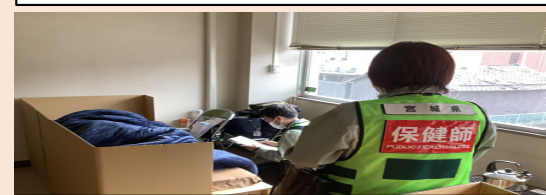
被災地の命と健康を守る保健・医療・福祉の取組（能登半島地震での対応事例）

1 地域保健活動（保健・医療）

- 発災直後は、医療支援チーム(DMATやJMAT等)が被災地の医療ニーズを把握、支援を実施。
- これまで、各地の自治体から派遣されたDHEATが保健所等の指揮調整機能を支援するとともに、保健師等が各市町で作成した住民のリストに基づく、避難所や在宅避難者の健康管理を実施。
(活動実績(累計)):DMAT1,139チーム、DPAT213チーム、JMAT 1,096チーム、災害支援ナース3,040名、JRAT974チーム、DHEAT34自治体(29都道府県・5指定都市)、保健師等チーム延べ15,489人、JDA-DAT1,113チーム
- 被災自治体が自ら保健活動が実施可能な体制を構築できるよう、被災自治体に対する助言等を実施。



DMATによる医療支援（輪島市）



保健師による健康管理（輪島市）

連携

保健・医療・福祉ニーズがある方を把握し、必要な支援につなげる

2 地域の見守り・相談支援（福祉）

- 避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困り事等の相談支援等を実施。
(活動実績(累計)):DWAT:約1,600名
(1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠洲市約950名)
- 支援ニーズの高い在宅高齢者・障害者等に対しては、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉の専門チームが、保健師等と連携しながら戸別訪問を行い、状況確認を実施。現在は、各市町の地域の支援機関と連携しながら、支援ニーズの高い要配慮者への訪問を継続的に実施。
【被災者見守り・相談支援等事業の実績(令和6年1月～令和7年2月)】:支援件数130,029件



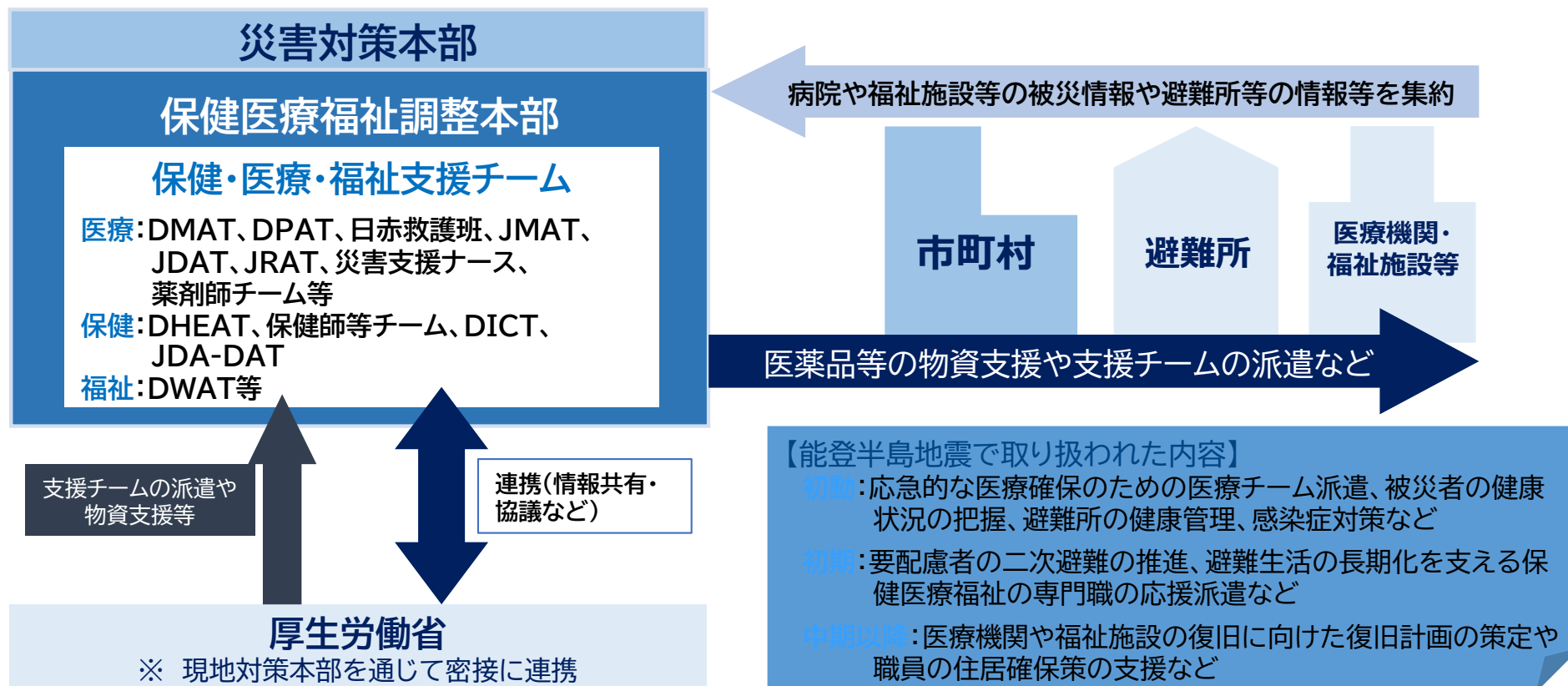
1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

概要

○ 大規模災害時には、都道府県に災害対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である「保健医療福祉調整本部」を設置し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療活動チームの派遣調整等を一元的に実施。

※ 能登半島地震においては、石川県が保健医療福祉調整本部を設置。本部会議を計34回開催し、情報分析や対応方針の策定などを実施。



被災地における住まいの確保（能登半島地震の事例）

- ムービングハウス、トレーラーハウス、プレハブ、木造など多様な応急仮設住宅の建設を推進。
- 特に、自立再建が困難な高齢者向けに、熊本地震の際の取組を参考に、仮設期間の終了後、恒久的な住まいとして転用できる木造仮設住宅を積極的に建設。

ムービングハウス (637戸)



トレーラーハウス (30戸)



プレハブ (4,636戸)



木造等 (1,579戸)



発災時に自治体が行う主な業務（イメージ）

○被災自治体においては、発災以降、被害情報の収集・伝達、応援の受入れ、救助・救急活動、避難所開設、要配慮者への対応、物資搬入、インフラ・ライフラインの復旧、被害認定調査、災害廃棄物処理等、フェーズ毎に次々と生じる多岐にわたる業務を遂行。

初動（発災から72時間程度）

応急期（3～7日程度）

応急期（1週～1月程度以降）

初動体制確立・
被害情報の収集
人命救助

- 災害対策本部設置
- 安否確認、救命救助
- 応援職員の受入調整
- ボランティア受入調整

避難所運営・
物資供給

- 避難所開設、避難者把握
- 避難生活環境整備（トイレ、食事、寝床）、要配慮者への配慮
- 二次避難支援
- 物資搬入拠点の確保
- 物資調達・搬入・管理

医療・保健・福祉
活動

- DMAT等派遣要請・受入
- 医薬品供給体制の確認
- 保健医療福祉調整本部設置
- 被災者ニーズ把握（DWAT、保健師等チーム等）

家屋調査
住まいの確保

- 義援金、被災者生活
再建支援金給付
- 応急危険度判定
- 被害認定調査
- 罹災証明書発行
- 仮設住宅の建設、
賃貸型応急住宅の確保

災害廃棄物処理
インフラ・ライフライン復旧

- 道路啓開
- 電気・水道・通信等の復旧（要請を含む）
※道路管理者とライフライン管理者とが優先区間を調整しながら実施
- 応急給水
- 災害廃棄物仮置場の確保
- 災害廃棄物仮置場の開設・管理・運営
- 災害廃棄物の処理



自治体等に対する主な支援

- 関係府省庁の調整・依頼等を通じた自治体等に対する支援については、人命救助活動、医療活動、インフラ・ライフライン復旧や災害廃棄物処理等の様々な分野で支援を実施。

主な取組・支援	主な支援団体等
人命救助・捜索活動	警察災害派遣隊（警察庁）、緊急消防援助隊（消防庁）、自衛隊、海上保安庁
医療支援、福祉的支援 保健活動 感染症対策	DMAT（災害派遣医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、 DWAT（災害派遣福祉チーム）、DICT（災害時感染症制御支援チーム）、自衛隊 等
災害マネジメント支援	自治体職員派遣（総括支援チーム）他
避難所運営（食事・入浴支援） 罹災証明書交付支援 物資管理・輸送支援	自治体職員派遣（対口支援チーム）、自衛隊 等
給水支援 インフラ調査復旧支援 農地・農業用施設調査 漁港施設調査 等	（公社）日本水道協会、TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）、自衛隊、 RAIL-FORCE（（独）鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊）、国土技術政策総合研究所、 国立研究開発法人 土木研究所、国立研究開発法人 建築研究所、 国立研究開発法人 港湾空港技術研究所、土地改良事業団体連合会、 （一社）水産土木建設技術センター、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam） 等
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	全国被災建築物応急危険度判定協議会、被災宅地危険度判定連絡協議会、 TEC-FORCE等（国土交通省）
災害廃棄物処理支援	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等
学校再開に向けた支援 （スクールカウンセラー及び教職員派遣）	（一社）日本臨床心理士会 各都道府県・指定都市教育委員会 等
被災ペット支援	（公社）日本獣医師会、自治体職員派遣